新たな住宅セーフティネット制度について

背景・趣旨

- ○住宅確保要配慮者の状況
- ・高齢化の進行や若年層の収入減等により、要配慮者数が増加
- ・家賃滞納等からの不安から、貸主(大家)の入居拒否感
- 〇住宅ストックの状況
- ・公営住宅等既存のセーフティネットのストック増は見込めない
- ・民間の空き家・空き室は増加傾向
- ⇒ 空き家・空き室を活用し、公営住宅等を補完する住宅セーフティネット機能を強化
- ※「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(住宅セーフティネット法)の一部を 改正する法律 (平成 29 年 10 月 25 日施行)

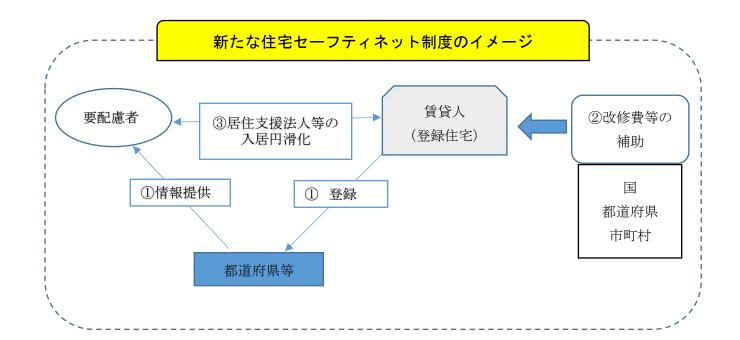
度 の 枠 組

24

① 住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録制度

② 登録住宅の改修・入居への経済的支援(補助)

③ 住宅確保要配慮者のマッチング・入居支援



制度の対象者

	住宅確保要配慮者		様々な事情により、適正な規模、構造の賃貸住宅を確保することが困難な者、又は、災害等の特別な事情により、適正な規模、構造の賃貸住宅を確保する緊急性の高い者
	区分	法律で定める者	①低額所得者 ②被災者 ③高齢者 ④障害者 ⑤子どもを養育している者
		省令で定める者	①外国人 ②中国残留邦人 ③児童虐待を受けた者 ④ハンセン病療養所入所者等 ⑤DV被害者 ⑥拉致被害者 ⑦犯罪被害者 ⑧生活困窮者 ⑨更生緊急保護を受けている者 ⑩大規模災害の被災者 ⑪ 都道府県供給促進計画において定める者

① 住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録制度

住宅確保要配慮者向け賃貸住宅 の供給促進計画の策定

住宅確保要配慮者の入居を拒まな

登録住宅の情報開示

い賃貸住宅の県・中核市への登録 賃貸人の指導監督

·各戸 25 ㎡以上(特例で 18 ㎡) 〇構造・設備

登

録

基

進

一定の設備(台所、便所、洗面、浴室等)

・近傍同種の住宅との均衡

◇共同居住型住宅の基準

○住宅全体面積: 15 m²×N+10 m²以上 (N:居住人数、N ≥ 2)

- ○専用居室:入居者は1人、面積9㎡以上
- ○共用部分
- ・居間・食堂・台所、便所、洗面、洗濯室(場)、 浴室又はシャワー室
- ・便所、洗面、浴室又はシャワー室は、居住 人数概ね5人につき1箇所を設置

② 登録住宅の改修・入居への経済的支援(補助)

〇賃貸住宅改修費

〇家賃低廉化

〇家賃債務保証料

50万円/戸(国のみ)

4 万円/月(国 1/2+地方 1/2)

6万円/戸(国 1/2+地方 1/2)

100 万円/戸(国 1/2+地方 1/2) (最長 10 年)

③ 住宅確保要配慮者のマッチング・入居支援

○都道府県による居住支援法人の指定

〇生活保護代理納付の推進 等